

## Ⅱ 子どもの保健



## 1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

| 根拠法令等               | 母子保健法第15条、第16条       |               |
|---------------------|----------------------|---------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 |                      | (初期値) → (目標)  |
|                     | ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合   | 87.6% → 95.0% |
|                     | ・妊娠中飲酒していた母親の割合      | 13.3% → 0%    |
|                     | ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 | 21.4% → 0%    |
|                     | ・妊娠中に喫煙していた母親の割合     | 5.4% → 0%     |

### 《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

### 《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センター（平成30年11月26日開所）の5か所。

### 《実績》

#### ①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

| 年度   | 妊娠届出数 | 初妊婦数<br>(割合)   | 届出時の妊娠週数         |        |        |       |   | 産後 | 週数不詳 |
|------|-------|----------------|------------------|--------|--------|-------|---|----|------|
|      |       |                | 0～11週<br>(割合)    | 12～19週 | 20～27週 | 28週以上 |   |    |      |
| 26年度 | 1,217 | 538<br>(44.2%) | 1,094<br>(89.9%) | 95     | 12     | 6     | 9 | 1  |      |
| 27年度 | 1,082 | 505<br>(46.7%) | 970<br>(89.6%)   | 81     | 16     | 8     | 0 | 7  |      |
| 28年度 | 1,054 | 415<br>(39.4%) | 958<br>(90.9%)   | 81     | 9      | 6     | 0 | 0  |      |
| 29年度 | 1,035 | 454<br>(43.9%) | 946<br>(91.4%)   | 75     | 9      | 5     | 0 | 0  |      |
| 30年度 | 922   | 408<br>(44.3%) | 824<br>(89.4%)   | 76     | 19     | 3     | 0 | 0  |      |

※ 平成30年度 妊娠届出による母子健康手帳交付数は、932件（多胎の場合胎児数発行するため妊娠届出数と異なる）。紛失等による母子健康手帳再交付数49件。

#### ②地区別妊娠週数別届出数 (件)

| 地区  | 総数  | 届出時の妊娠週数 |        |        |       |   | 産後 | 週数不詳 |
|-----|-----|----------|--------|--------|-------|---|----|------|
|     |     | 0～11週    | 12～19週 | 20～27週 | 28週以上 |   |    |      |
| 佐倉  | 137 | 119      | 11     | 6      | 1     | 0 | 0  |      |
| 臼井  | 125 | 107      | 14     | 4      | 0     | 0 | 0  |      |
| 志津  | 417 | 385      | 29     | 2      | 1     | 0 | 0  |      |
| 根郷  | 203 | 178      | 20     | 5      | 0     | 0 | 0  |      |
| 和田  | 0   | 0        | 0      | 0      | 0     | 0 | 0  |      |
| 弥富  | 6   | 4        | 1      | 0      | 1     | 0 | 0  |      |
| 千代田 | 34  | 31       | 1      | 2      | 0     | 0 | 0  |      |
| 合計  | 922 | 824      | 76     | 19     | 3     | 0 | 0  |      |

③妊婦・乳児一般健康診査受診票交付・再交付数 (件)

| 妊娠届出時に交付 | 届出後多胎が判明し交付 | 転入のため交付                           | 紛失・その他 |
|----------|-------------|-----------------------------------|--------|
| 922      | 0           | 204<br>(妊娠・乳児 93 件<br>乳児のみ 111 件) | 7      |

④交付場所別届出数及び割合 (件)

| 届出場所                | 届出数 | 割合 (%) |
|---------------------|-----|--------|
| 健康管理センター            | 118 | 12.8   |
| 西部保健センター            | 327 | 35.5   |
| 南部保健センター            | 23  | 2.5    |
| 子育て支援課              | 417 | 45.2   |
| 志津北部地域子育て世代包括支援センター | 37  | 4.0    |
| 合計                  | 922 | 100.0  |

※志津北部地域子育て世代包括支援センターは平成 30 年 11 月開設。

⑤年代別届出数 (件)

| 年代   | 件数  | 割合 (%) |
|------|-----|--------|
| 10 代 | 9   | 1.0    |
| 20 代 | 319 | 34.6   |
| 30 代 | 518 | 56.2   |
| 40 代 | 76  | 8.2    |
| 計    | 922 | 100.0  |

⑥保健師・助産師による面接・実施状況

|              | 件数    | 面接実施件数 | 面接実施率 | 要支援者数 | 要支援率  |
|--------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 妊娠届出時        | 922   | 909    | 98.6% | 245   | 26.6% |
| 転入時別冊交換 (妊婦) | 89    | 87     | 97.8% | 34    | 38.2% |
| 合計           | 1,011 | 996    | 98.5% | 279   | 27.6% |

※当日面接が出来なかった理由としては悪阻等での体調不良が主であり、代理人申請で母子健康手帳を交付。当日来所できなかった妊婦に対しては、別日に訪問や保健センターに来所してもらい面接を実施している。

⑦妊娠届出、転入全妊婦の妊娠中の喫煙・飲酒状況

⑦-1 妊婦本人の喫煙状況 (件)

| 状況        | 件数    | 割合     |
|-----------|-------|--------|
| 吸っていない    | 873   | 86.4%  |
| 現在吸っている   | 14    | 1.4%   |
| 妊娠中のため止めた | 121   | 12.0%  |
| 不明        | 3     | 0.3%   |
| 合計        | 1,011 | 100.1% |

⑦-2 家族の喫煙状況 (件)

| 状況         | 件数    | 割合     |
|------------|-------|--------|
| 家族に喫煙者はいない | 627   | 62.0%  |
| 兄弟姉妹       | 2     | 0.2%   |
| 妊婦の父母      | 27    | 2.7%   |
| 夫・パートナー    | 346   | 34.2%  |
| 夫の父母       | 4     | 0.4%   |
| 不明         | 5     | 0.5%   |
| 合計         | 1,011 | 100.0% |

⑦-3 妊婦本人の飲酒状況 (件)

| 状況        | 件数    | 割合     |
|-----------|-------|--------|
| 飲んでいない    | 498   | 49.3%  |
| 現在飲んでいる   | 3     | 0.3%   |
| 妊娠中のため止めた | 507   | 50.1%  |
| 不明        | 3     | 0.3%   |
| 合計        | 1,011 | 100.0% |

⑧特定妊婦把握状況 (件)

児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 25 件

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】重複あり

10 代妊娠 1 件、精神疾患既往歴有 10 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）1 件、経済困窮 12 件  
シングルマザー 8 件、ステップファミリー 4 件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・ 宿泊型（産科医療機関に委託：市内 1 か所、市外 1 か所） 実 19 人 延 92 日（74 泊）
- ・ 日帰り型（産科医療機関に委託：市内 1 か所） 実 1 人 延 3 日
- ・ 訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実 14 人 延 28 回

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し 113 件減少しており年々減少傾向となっている。

平成 28 年度より、子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課）が開設され、妊娠期から切れ目のない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。平成 30 年 11 月からは志津北部地域子育て世代包括支援センターが開所し、より身近な場所で妊娠届出を行う事ができるようになった。全員面接を行い、妊婦ひとりひとりに合わせたケアプランを作成したうえで、健康な妊娠経過をたどれるよう支援を実施している。

面接時に、妊婦本人が喫煙中、家族に喫煙者がいる家庭である、妊婦本人が飲酒していると把握した場合には、胎児に及ぼす影響について、保健指導を行っている。継続して支援が必要な妊婦に対してはより個別性のある支援計画を作成して産後 6 か月まで支援する体制を整えている。出産後の養育について妊娠中から支援が必要な妊婦については特に児童福祉部門や医療機関との連携が必要になってくる。支援が必要な妊婦に早期介入ができるよう関係機関と連携を図っていきたい。

## 2. 妊婦・乳児一般健康診査

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 根拠法令等           | 母子保健法第13条  |   |
| 健康さくら21(第2次)目標値 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合</li> <li>・かかりつけの小児科医を持つ人の増加</li> </ul> | (初期値) → (目標)<br>87.6% → 95.0%<br>94.3% → 100% |

### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については、医療機関に委託  
 受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。  
 委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

### ③健診種類及び検査内容

#### ア. 妊婦一般健康診査

| 期 間           | 妊娠初期～23週   | 妊娠24～35週   | 妊娠36週～出産                                  |
|---------------|--|--|---|
| 健診回数          | 4回   | 6回   | 4回  |
| 受診間隔          | 4週間に1回   | 2週間に1回   | 1週間に1回                                    |
| 毎回共通の検査項目     | 問診・診察<br>検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査)<br>保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス) |  |   |
| 必要に応じて行う医学的検査 | 血液検査(血液型・抗体)<br>(初期に1回)<br>子宮頸部がん検査<br>(初期に1回)<br>超音波検査<br>(期間内に2回)      | 血液検査(血清・血糖・HTLV-1抗体検査)<br>(期間内に1回)<br>クラミジア核酸同定検査<br>(期間内に1回)<br>B群溶血性レンサ球菌検査<br>(期間内に1回)<br>超音波検査<br>(期間内に1回) | 血液検査(血清)<br>(期間内に1回)<br>超音波検査<br>(期間内に1回) |

#### イ. 乳児一般健康診査(1回目:3~6か月、2回目:9~11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

\*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布  
 イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載  
 ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載  
 エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封(平成26年8月から)

## 《実 績》

### ①妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×1.4（回分）

| 年度   | 対象者数(人)<br>(妊娠届出数) | 発券枚数(枚) | 利用枚数(枚)          | 利用率(%) |
|------|--------------------|---------|------------------|--------|
| 26年度 | 1,217              | 17,038  | 14,042（償還分237含む） | 82.4   |
| 27年度 | 1,082              | 15,148  | 13,754（償還分271含む） | 90.8   |
| 28年度 | 1,054              | 14,756  | 12,125（償還分199含む） | 82.2   |
| 29年度 | 1,035              | 14,490  | 12,689（償還分171含む） | 87.6   |
| 30年度 | 922                | 12,908  | 11,413（償還分234含む） | 88.4   |

### ② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

| 年度   | 対象者数(人)<br>(出生数) | 発券枚数<br>(枚) | 乳児一般健康診査<br>(2回分)利用枚数 (枚) |        | 利用率(%) |        |      |      |
|------|------------------|-------------|---------------------------|--------|--------|--------|------|------|
|      |                  |             | 3-6か月                     | 9-11か月 | 3-6か月  | 9-11か月 |      |      |
| 26年度 | 1,162            | 2,324       | 1,994                     | 1,036  | 958    | 85.8   | 89.2 | 82.4 |
| 27年度 | 1,150            | 2,300       | 2,010<br>(償還分<br>1含む)     | 1,069  | 941    | 87.4   | 93.0 | 81.8 |
| 28年度 | 992              | 1,984       | 1,970                     | 989    | 981    | 99.3   | 99.7 | 98.9 |
| 29年度 | 1,031            | 2,062       | 1,763                     | 915    | 848    | 85.5   | 88.7 | 82.3 |
| 30年度 | 961              | 1,922       | 1,836<br>(償還分<br>3含む)     | 939    | 897    | 95.5   | 97.7 | 93.3 |

## 《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査は、県外の里帰り先などで受診を希望する方がいるため、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。平成30年度は、平成29年度から継続して健診を希望している妊婦がいた24医療機関と年度当初に契約し、その後、年度途中に53医療機関と新規に契約を締結した。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けており、平成30年度は、妊婦49人（234回分）、乳児3人（3回分）の申請があった。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省から通知のあった「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っているが、すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、母子事業等で乳児健診の受診を勧奨するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発していきたい。

### 3. マタニティクラス・パパママクラス

| 根拠法令等               | 母子保健法第9条                              |
|---------------------|---------------------------------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 | （初期値）→（目標）                            |
|                     | ・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加             |
|                     | ・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加        |
|                     | ・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加 |
|                     | ・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0%                |
|                     | ・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0%                 |
|                     | ・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%      |

#### 《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

#### （1）マタニティクラス

##### 《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員25人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

| 内 容   | 担 当 者                     | 時 間            |
|---|---------------------------|----------------|
| 1. オリエンテーション・自己紹介<br>2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」<br>3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」<br>4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」<br>5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」<br>6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」<br>7. 個別相談（希望の方・必要な方） | 保健師・助産師・栄養士<br>歯科医師・歯科衛生士 | 9:15<br>～14:30 |

##### 《実績》

#### ① 受講状況

| 年度     | 対象者数（人） | 受講者数（人） | 受講率（%） |
|--------|---------|---------|--------|
| 平成26年度 | 538     | 73      | 13.6   |
| 平成27年度 | 505     | 74      | 14.7   |
| 平成28年度 | 415     | 64      | 15.4   |
| 平成29年度 | 454     | 61      | 13.4   |
| 平成30年度 | 408     | 69      | 16.9   |

※対象者数は妊娠届出をした者のうち初妊婦。（初産・経産不明者1名除く）



② 地区別受講状況

| 地区  | 対象者数(人) | 受講者数(人) | 受講率(%) |
|-----|---------|---------|--------|
| 佐倉  | 61      | 8       | 13.1   |
| 臼井  | 55      | 10      | 18.2   |
| 志津  | 169     | 30      | 17.8   |
| 根郷  | 105     | 18      | 17.1   |
| 和田  | 0       | 0       | 0.0    |
| 弥富  | 4       | 0       | 0.0    |
| 千代田 | 14      | 3       | 21.4   |
| 合計  | 408     | 69      | 16.9   |

③ 妊婦の就労状況 (人)

| 就労している     | 就労していない    | 合計        |
|------------|------------|-----------|
| 38 (55.1%) | 31 (44.9%) | 69 (100%) |

④ 妊婦の喫煙状況 (人)

| 喫煙中      | 禁煙中      | すわない       | 無回答      | 計         |
|----------|----------|------------|----------|-----------|
| 0 (0.0%) | 5 (7.2%) | 63 (91.3%) | 1 (1.5%) | 69 (100%) |

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して) (人)

| 喫煙中        | 禁煙中      | すわない       | 無回答      | 計          |
|------------|----------|------------|----------|------------|
| 13 (18.8%) | 4 (5.8%) | 51 (73.9%) | 1 (1.4%) | 69 (99.9%) |

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して) (人)

| 飲酒している   | 飲酒していない   | 無回答      | 計         |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 0 (0.0%) | 69 (100%) | 0 (0.0%) | 69 (100%) |

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

| 相談理由    | 栄養 | 運動 | 休養 | 禁煙 | 歯科 | その他 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 相談者数(人) | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 23  | 23 |

【主な相談内容】母の精神疾患、体重増加、産後の支援など

《考察》

平成30年度の受講率は前年度より3.5ポイント上昇しており、過去5年間で最も高い。受講者の半数以上が就労しているなど、就労妊婦は年々増加傾向にあるため、申し込みしやすいようメールでの受付を開始したことが受講率の上昇につながったと考える。今後も電話や来所での受付の他に、メールでの受付も継続し、就労者が申し込みしやすいようにしていきたい。

また、今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴(調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流)を説明することで、マタニティク

ラスの参加を勧奨していきたい。

## (2) パパママクラス

### 《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員25組（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4回）、西部保健センター（5回）
- ③実施回数 年9回、土曜日または日曜日に開催
- ④周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

|   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1. オリエンテーション・自己紹介<br>2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」<br>「赤ちゃんとの生活」<br>3. 妊婦体験・沐浴実習<br>4. 個別相談（希望の方・必要な方） | 保健師・助産師 | 9:00<br>~12:00 |
|---|---------|----------------|

### 《実 績》

#### ① 受講状況

(人)

| 年度     | 実施回数 | 対象者数 | 受講妊婦数(うち経産婦数) | 受講率   | 夫の受講数(うち夫のみが受講した数) | 夫以外の家族 | 受講者合計 |
|--------|------|------|---------------|-------|--------------------|--------|-------|
| 平成26年度 | 8回   | 538  | 161(3)        | 29.9% | 153(0)             | 2      | 316   |
| 平成27年度 | 8回   | 505  | 167(4)        | 33.1% | 150(0)             | 4      | 321   |
| 平成28年度 | 9回   | 415  | 151(6)        | 36.4% | 146(0)             | 2      | 299   |
| 平成29年度 | 9回   | 454  | 161(2)        | 35.4% | 152(0)             | 2      | 315   |
| 平成30年度 | 9回   | 408  | 164(1)        | 40.2% | 164(2)             | 0      | 328   |

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数。(初産・経産不明者1人除く)

※夫には内縁も含む。

#### ②地区別受講状況 (対象者数に対して)

| 地 区 | 対象者数(人) | 受講者数(人) | 受講率(%) |
|-----|---------|---------|--------|
| 佐 倉 | 61      | 21      | 34.4   |
| 臼 井 | 55      | 29      | 52.7   |
| 志 津 | 169     | 65      | 38.5   |
| 根 郷 | 105     | 44      | 41.9   |
| 和 田 | 0       | 2       | -      |
| 弥 富 | 4       | 0       | 0.0    |
| 千代田 | 14      | 3       | 21.4   |
| 合 計 | 408     | 164     | 40.2   |

## ③妊婦の就労状況 (人)

| 就労している      | 就労していない    | 合計         |
|-------------|------------|------------|
| 102 (61.4%) | 64 (38.6%) | 166 (100%) |

※夫のみの参加も含む

## ④妊婦の喫煙状況 (人)

| 喫煙中      | 禁煙中        | すわない        | 無回答      | 合計         |
|----------|------------|-------------|----------|------------|
| 1 (0.6%) | 17 (10.2%) | 148 (89.2%) | 0 (0.0%) | 166 (100%) |

※夫のみの参加も含む

## ⑤家族の喫煙状況 (人)

| 喫煙中        | 禁煙中       | すわない        | 無回答      | 合計         |
|------------|-----------|-------------|----------|------------|
| 35 (21.1%) | 10 (6.0%) | 118 (71.1%) | 3 (1.8%) | 166 (100%) |

※夫のみの参加も含む

## ⑥参加妊婦の飲酒状況 (人)

| 飲酒している   | 飲酒していない     | 無回答      | 合計         |
|----------|-------------|----------|------------|
| 1 (0.6%) | 165 (99.4%) | 0 (0.0%) | 166 (100%) |

※夫のみの参加も含む

## ⑦相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

| 相談理由 | 栄養 | 運動 | 休養 | 禁煙 | その他 | 合計 |
|------|----|----|----|----|-----|----|
| 相談者数 | 0  | 0  | 0  | 1  | 65  | 66 |

## 【主な相談内容】

母の精神疾患、体重管理、体調など

## 《考 察》

受講者数の増加に伴い、平成 28 年度からパパママクラスの実施回数を、1 回増やして開催している。平成 30 年度は夫のみの参加するケースが 2 件あった。また、家族の喫煙状況については、喫煙している割合が昨年度の 31.1%と比較して 10.0 ポイント減少し、禁煙中と回答した者の割合も増加した。喫煙率減少の理由は明確ではないが、夫のみの参加するケースがいることから、男性の親になる意識の高さが伺える。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のパパママクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（男性がマタニティジャケットを装着する妊婦体験や沐浴人形を用いての沐浴実習などの体験学習）を説明することで、パパママクラスの参加を勧奨していきたい。また、平成 31 年度から家事や育児の分担割合を見直し、夫婦で話し合う時間を講義内で設ける予定である。更なる男性の育児啓発に向けて、カリキュラム内容の改善を図っていきたい。

#### 4. 産婦健康診査

| 根拠法令等           | 母子保健法第13条                          |
|-----------------|------------------------------------|
| 健康さくら21(第2次)目標値 | (初期値) → (目標)                       |
|                 | ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%   |
|                 | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%   |
|                 | ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% |
|                 | ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%     |

##### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査の費用助成を行い、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

##### 《内容》

- ①対象 産後概ね2週間と概ね1か月の計2回まで
- ②実施場所 契約医療機関(県内41か所、県外30か所)  
契約助産院(県内14か所、県外1か所)  
契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査  
オ.質問票(質問票Ⅰ：育児支援チェックリスト、質問票Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)、質問票Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票)  
健診の結果、要支援と判定された場合、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。  
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。

##### 《実績》

##### ①受診状況

(人)

| 年度   | 対象者数<br>(出生数) | 実受診者数<br>(※1回目<br>受診者数) | 延受診者数 | 受診率<br>(実受診者数/<br>対象者数) | 実要支援者<br>数(率) | 延要支援者<br>数(率) |
|------|---------------|-------------------------|-------|-------------------------|---------------|---------------|
| 30年度 | 961           | 815                     | 1,341 | 84.8%                   | 145(18.8%)    | 175(13.0%)    |

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみ医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

##### ②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

| 時期  | 受診者<br>数 | 要支援<br>者数 | 要支<br>援率<br>(%) | 要支援理由(重複あり) (要支援者に対する割合) |                              |   |             |
|-----|----------|-----------|-----------------|--------------------------|------------------------------|---|-------------|
|     |          |           |                 | EPDS<br>9点以上<br>(※1)     | EPDS/<br>設問10番<br>加点<br>(※2) | 赤ちゃんへ<br>の気持ち質<br>問票/設問<br>3、5に加点<br>(※3) | その他<br>(※4) |
| 2週間 | 553      | 89        | 16.1            | 59(66.3%)                | 19(21.3%)                    | 50(56.2%)                                 | 20(22.5%)   |
| 1か月 | 788      | 86        | 10.9            | 50(58.1%)                | 26(30.2%)                    | 65(75.6%)                                 | 8(9.3%)     |
| 全体  | 1,341    | 175       | 13.0            | 109(62.3%)               | 45(25.7%)                    | 115(65.7%)                                | 28(16.0%)   |

※1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺

念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。

※4 その他の内容は、新生児や母胎の異常、複雑な家族関係、産婦の精神疾患、支援者が希薄であることなど。

### ③要支援者のうち医療機関から連絡があった者の支援状況

| 要支援者数 | 要支援者のうち医療機関から連絡があった人数 | 医療機関からの連絡を受け概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数(実施率) |
|-------|-----------------------|--|
| 175人  | 166人                  | 134人(80.7%)                            |

医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者32人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった(支援拒否含む)22人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった6人
- ・医療機関から対象者への伝達不足3人
- ・その他(内容:里子に出した)1人

### ④要支援者実145人の状況

| 出生順位<br>第1子     | 妊娠中から<br>継続支援の者 | 受診後<br>産後うつ病の診断あり | 受診後<br>産後ケア利用    |
|-----------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 100人<br>(69.0%) | 67人<br>(46.2%)  | 4人<br>(2.8%)      | 宿泊型 1人<br>訪問型 2人 |

## 《考 察》

平成30年4月から産婦健康診査を開始し、産後うつ病の予防や新生児への虐待防止を図った。要支援者は延175人であり、時期別にみると産後2週間での要支援率が高かった。要支援者の80.7%に対して、医療機関から連絡を受けてから概ね1週間以内の早期に家庭訪問や電話による支援を行うことができた。1週間以内の早期支援に至らなくても、対象者の状況に応じて新生児訪問等の支援を実施している。

要支援となった理由としては、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上である産婦が最も多く、初めての育児に伴う不安、児の泣きによる負担、身近な協力者がいないことなどの主訴が聞かれた。要支援者への事後指導では、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)、赤ちゃんの気持ち質問票、育児支援チェックリストを用い、産婦の思いをきくとともに産婦健康診査時と比較し産婦の精神面を客観的に評価している。要支援者は児の4か月児乳児相談まで支援する体制を整え、産後間もない時期からの継続した支援を行っている。

医療機関の実施状況としては、質問票の計算間違いや連絡なしでの要支援判定や要支援の判定基準に当てはまるが連絡がない場合がみられたが、既に妊娠期から支援中である産婦が多く、妊娠期からの支援を行っていなかった産婦の場合では、既に電話相談や新生児訪問で状況を把握し支援を開始することができていた。

要支援者の把握により、早期の新生児訪問につながり、不安や負担感の強い産婦への支援を行うことができた。要支援者の主訴で目立った内容を受け、今年度からパパママクラスでの泣きへの対処の講義を追加、妊娠後期の転入者への後期電話が行われる予定。要支援者への事後指導は、出産後間もない時期の産婦と新生児のいる家庭の孤立を防ぎ、産後うつ病や虐待の早期発見と対処につながる重要な機会となる。引き続き医療機関との連携を図りながら早期の支援に努めていく。

## 5. 母子訪問指導

|                            |   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
|----------------------------|---|--|--------------|----------------------------|---------------|--------------------|---------------|---------------------|--------------|------------------------|-------------|----------------------|-----------|
| 根拠法令等                      | 母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、児童福祉法第6条の3第4項（乳児家庭全戸訪問事業）   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| 健康さくら21（第2次）目標値            | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</td> </tr> <tr> <td>・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合</td> <td style="text-align: right;">87.3% → 94.0%</td> </tr> <tr> <td>・子育てに自信が持てない保護者の割合</td> <td style="text-align: right;">46.7% → 23.0%</td> </tr> <tr> <td>・子どもをかわいいと思える保護者の割合</td> <td style="text-align: right;">97.4% → 100%</td> </tr> <tr> <td>・育児についての相談相手のいない保護者の割合</td> <td style="text-align: right;">1.8% → 0.7%</td> </tr> <tr> <td>・子どもを虐待していると思う保護者の割合</td> <td style="text-align: right;">9.6% → 0%</td> </tr> </table> |  | (初期値) → (目標) | ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 | 87.3% → 94.0% | ・子育てに自信が持てない保護者の割合 | 46.7% → 23.0% | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 | 97.4% → 100% | ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 | 1.8% → 0.7% | ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 | 9.6% → 0% |
|                            | (初期値) → (目標)  |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 | 87.3% → 94.0%   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| ・子育てに自信が持てない保護者の割合         | 46.7% → 23.0%   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| ・子どもをかわいいと思える保護者の割合        | 97.4% → 100%  |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| ・育児についての相談相手のいない保護者の割合     | 1.8% → 0.7%   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |
| ・子どもを虐待していると思う保護者の割合       | 9.6% → 0%   |  |              |                            |               |                    |               |                     |              |                        |             |                      |           |

### （1）妊産婦訪問

#### 《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

#### 《内容》

- ①対象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する妊婦  
妊娠届出書より訪問が必要と認められる妊婦  
出産後、新生児訪問を受けた産婦、訪問の結果継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### 《実績》

##### ①実施状況

| 年度   | 妊娠届出数<br>(件) | 妊婦訪問<br>実(延)人数 | 要支援者数<br>(人) | 産婦訪問<br>実(延)人数 | 要支援者数<br>(人) |
|------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 26年度 | 1,217        | 9(9)           | 9            | 0              | 0            |
| 27年度 | 1,082        | 5(8)           | 4            | 0              | 0            |
| 28年度 | 1,054        | 26(32)         | 16           | 2(4)           | 2            |
| 29年度 | 1,035        | 25(48)         | 20           | 3(3)           | 2            |
| 30年度 | 922          | 31(51)         | 29           | ※942(959)      | 365          |

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績を計上することとする。

#### 《考察》

平成28年度から子育て世代包括支援センターが開設され、妊娠届出時の面接で、支援が必要な状況が把握された妊産婦に対し、安心して出産・育児できるように地区担当保健師を中心として、妊娠中から継続的に支援を行っている。必要時、児童青少年課など、関係機関と同行した訪問により、支援している。また、平成30年度からは、産婦健康診査を開始し、産後うつの可能性のある産婦にも早期に新生児訪問を実施するよう努めている。今後も支援が必要な妊産婦に対し、きめ細かい支援を行っていきたい。

## (2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 《目的》

母子保健法第11条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

### 《内容》

#### ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子全員
  - ・第2子以降で希望があった者
  - ・妊娠期から継続して支援している者
  - ・医療機関からの訪問依頼があった者
  - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援  
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児  
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供  
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

#### ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/平成30年度は18人）
- ②内容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

### 《実績》

#### ① 実施状況

| 対象者数 a | 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数 |                              |
|--------|---------------------------------|------------------------------|
|        | b(b/a)                          | うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b) |
| 961人   | 957人 (99.6%)                    | 793人 (82.9%)                 |

※対象数：平成30年度出生数（平成30年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

#### ② 過去5年間の実施状況

(人)

| 年度   | 対象者数  | 訪問数   | 訪問率(%) | 要支援者数(割合)   |
|------|-------|-------|--------|-------------|
| 26年度 | 1,162 | 1,077 | 92.7   | 218 (20.2%) |
| 27年度 | 1,150 | 1,086 | 94.4   | 187 (17.2%) |
| 28年度 | 992   | 944   | 95.2   | 280 (29.7%) |
| 29年度 | 1,031 | 964   | 93.5   | 283 (29.4%) |
| 30年度 | 961   | 957   | 99.6   | 381 (39.8%) |

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上で要支援となった割合(人)

| 年度   | 要支援者数 | EPDS 9点以上の数 | 割合    |
|------|-------|-------------|-------|
| 29年度 | 283   | 76          | 26.9% |
| 30年度 | 381   | 70          | 18.4% |

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

| 実施日        | 参加数 | 内容   |
|------------|-----|--|
| 平成30年9月26日 | 8人  | 平成29年度訪問実績報告、グループワーク「こんにちは赤ちゃん訪問を実施して良かった事、嬉しかった事、困った事、迷った事」             |
| 平成31年2月6日  | 13人 | 講演会<br>「赤ちゃん訪問におけるコミュニケーション技術<br>～ママもあなたも元気になるために～」<br>講師 臨床心理士 反町 美紀子 氏 |

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

昨年度より、訪問率は、6.1ポイント増加し、乳児家庭全戸訪問事業が市民にも周知されてきている。妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出や、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることも、訪問率の上昇につながっている要因と思われる。

要支援率は、約4割と増加している。妊娠中からの継続支援妊婦が増加しているとともに、30年度から産婦健康診査が開始され、要支援産婦が増えたことが要因と思われる。支援理由は、EPDS高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

**(3) 乳児・幼児訪問指導**

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ① 対象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等



## 《実 績》

### ①実施状況

(人)

| 年度    | 乳 児 |     | 幼 児 |     | 合 計 |     |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | 実数  | 延数  | 実数  | 延数  | 実数  | 延数  |
| 26 年度 | 73  | 107 | 81  | 113 | 154 | 220 |
| 27 年度 | 51  | 82  | 60  | 86  | 111 | 168 |
| 28 年度 | 111 | 167 | 67  | 111 | 178 | 278 |
| 29 年度 | 105 | 157 | 84  | 114 | 189 | 271 |
| 30 年度 | 108 | 181 | 99  | 146 | 207 | 327 |

## 《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

## 6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

| 根拠法令等               | 母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条 |               |
|---------------------|----------------------------|---------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 |                            | (初期値) → (目標)  |
|                     | ・子育てに自信が持てない保護者の割合         | 46.7% → 23.0% |
|                     | ・子どもを虐待していると思う保護者の割合       | 9.6% → 0%     |
|                     | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合        | 97.4% → 100%  |

### (1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療

#### 《目的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

#### 《内容》

##### 「低体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

##### 「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
  - ア. 出生体重が2,000g以下
  - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
    - ・けいれん、運動の異常
    - ・体温が摂氏34度以下
    - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
    - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
    - ・強い黄疸
- ②方法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。  
承認の場合には「養育医療券」を交付する。  
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等  
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

| 年度   | 全出生数  | 低出生体重児数（割合） | 未熟児養育医療申請件数（割合） |
|------|-------|-------------|-----------------|
| 26年度 | 1,162 | 130（11.2%）  | 30（2.6%）        |
| 27年度 | 1,150 | 101（8.8%）   | 32（2.8%）        |
| 28年度 | 992   | 93（9.4%）    | 26（2.6%）        |
| 29年度 | 1,031 | 90（8.7%）    | 11（1.1%）        |
| 30年度 | 961   | 80（8.3%）    | 15（1.6%）        |

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

| 地区  | 低出生体重児数 | 未熟児養育医療申請件数 |
|-----|---------|-------------|
| 佐倉  | 10      | 0           |
| 臼井  | 13      | 6           |
| 志津  | 39      | 6           |
| 根郷  | 16      | 3           |
| 和田  | 1       | 0           |
| 弥富  | 0       | 0           |
| 千代田 | 1       | 0           |
| 計   | 80      | 15          |

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）（人）

| 単胎・多胎の別  | 26年度  | 27年度   | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
|----------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 単胎       | 26    | 19     | 19    | 10    | 7     |
| 多胎       | 2（1組） | 12（6組） | 7（3組） | 0（0組） | 4（2組） |
| 多胎のうちの1人 | 2     | 1      | 0     | 1     | 4     |
| 計        | 30    | 32     | 26    | 11    | 15    |

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

| 出生体重<br>在胎週数       | 499g以下<br>（超低出生体重児） | 500～999g<br>（超低出生体重児） | 1,000～<br>1,499g<br>（極低出生体重児） | 1,500～<br>1,999g（低出生体重児） | 2,000～<br>2,499g（低出生体重児） | 計  |
|--------------------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| ～27週<br>（超早産児）     | 0                   | 2                     | 0                             | 0                        | 0                        | 2  |
| 28～33週             | 0                   | 0                     | 1                             | 4                        | 1                        | 6  |
| 34週～36週<br>（後期早産児） | 0                   | 0                     | 1                             | 5                        | 22                       | 28 |
| 37週～               | 0                   | 0                     | 0                             | 1                        | 43                       | 44 |
| 計                  | 0                   | 2                     | 2                             | 10                       | 66                       | 80 |

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

| 体 重<br>在胎週数          | 499g 以下<br>(超低出生体<br>重児) | 500～<br>999g(超低<br>出生体重児) | 1,000～<br>1,499g(極<br>低出生体重<br>児) | 1,500～<br>1,999g(低<br>出生体重児) | 2,000～<br>2,499g(低<br>出生体重児) | 2,500g<br>以上 | 計  |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------|----|
| ～27 週<br>(超早産児)      | 0                        | 2                         | 0                                 | 0                            | 0                            | 0            | 2  |
| 28～33 週              | 0                        | 0                         | 1                                 | 4                            | 0                            | 0            | 5  |
| 34 週～36 週<br>(後期早産児) | 0                        | 0                         | 1                                 | 5                            | 1                            | 0            | 7  |
| 37 週～                | 0                        | 0                         | 0                                 | 1                            | 0                            | 0            | 1  |
| 計                    | 0                        | 2                         | 2                                 | 10                           | 1                            | 0            | 15 |

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

| 医療機関名               | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東邦大学医療センター 佐倉病院     | 12    | 10    | 9     | 4     | 9     |
| 東京女子歯科大学附属八千代医療センター | 5     | 5     | 8     | 4     | 4     |
| 成田赤十字病院             | 5     | 9     | 2     | 2     | 0     |
| 船橋中央病院              | 2     | 1     | 2     | 0     | 0     |
| 千葉大学医学部附属病院         | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 君津中央病院              | 0     | 2     | 0     | 0     | 0     |
| 国保旭中央病院             | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 東京慈恵会医科大学附属柏病院      | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 順天堂大学医学部附属浦安病院      | 0     | 1     | 1     | 0     | 0     |
| 千葉県こども病院            | 0     | 0     | 1     | 0     | 0     |
| 千葉市立海浜病院            | 0     | 0     | 1     | 1     | 0     |
| 亀田総合病院              | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |
| 県外の医療機関             | 5     | 2     | 2     | 0     | 1     |
| 計                   | 30    | 32    | 26    | 11    | 15    |

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。30年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

平成 30 年度の未熟児養育医療の申請件数は、15 件と前年度より 4 件増加している。出生数に占める低出生児数はわずかに減少している。未熟児養育医療に該当した在胎週数別にみると、27 週までの超早産児が 2 人と多く、出生体重の内訳をみると、500g～1,499g に 4 人、1,500g から 2,499g で 11 人を占めている。また、多胎で該当になる者が 15 人中 8 人となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3 歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

今後も早期に対象児の把握や支援介入を行い、未熟児への支援体制の確立を目指したい。

## (2) 未熟児訪問指導

### 《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

### 《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,000g未満の児
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

### 《実績》

#### ①低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲） (人)

| 年度   | 対象者数 | 訪問人数(うち養育医療該当) | 訪問率(%) |
|------|------|----------------|--------|
| 26年度 | 130  | 96 (19)        | 73.8   |
| 27年度 | 101  | 92 (20)        | 91.1   |
| 28年度 | 93   | 81 (20)        | 87.1   |
| 29年度 | 90   | 89 (11)        | 98.9   |
| 30年度 | 80   | 75 (13)        | 93.8   |

### 《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。30年度は、訪問率93.8%だったが、訪問に至らなかった理由は、児が養育医療の対象で長期入院中であったり、保健センターでの面接で対応を実施したためである。

低出生体重児の家族は、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。

また、低出生体重児の家族の中には、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

## 7. 乳児相談

| 根拠法令等                           | 母子保健法第9条、10条                       |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値             | (初期値) → (目標)                       |
|                                 | ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%   |
|                                 | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%   |
|                                 | ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% |
|                                 | ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%     |
| ・BCGを6か月までに受ける人の割合 98.4% → 100% |                                    |

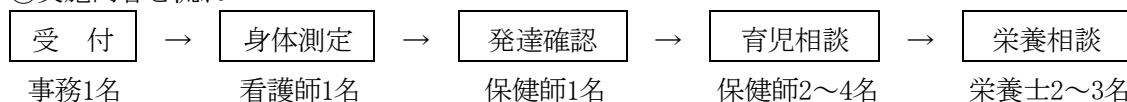
### 《目的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

### 《内容》

- ①対象 生後4か月の乳児
- ②実施方法 市内3会場にて月1回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後実施。南部保健センターは午後実施。

### ③実施内容と流れ



- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

### 《実績》

#### ① 年度別来所状況 (人)

| 年度   | 対象者数  | 来所者数  | 来所率(%) |
|------|-------|-------|--------|
| 26年度 | 1,149 | 1,008 | 87.7   |
| 27年度 | 1,208 | 1,090 | 90.2   |
| 28年度 | 1,062 | 958   | 90.2   |
| 29年度 | 1,005 | 932   | 92.7   |
| 30年度 | 1,047 | 960   | 91.7   |

#### ② 地区別来所状況 (人)

| 地区  | 対象者数(人) | 来所者数(人) | 来所率(%) |
|-----|---------|---------|--------|
| 佐倉  | 153     | 141     | 92.2   |
| 臼井  | 159     | 146     | 91.8   |
| 志津  | 478     | 438     | 91.6   |
| 根郷  | 199     | 184     | 92.5   |
| 和田  | 10      | 10      | 100.0  |
| 弥富  | 5       | 5       | 100.0  |
| 千代田 | 43      | 36      | 83.7   |
| 市全体 | 1,047   | 960     | 91.7   |

③ 相談結果

| 来所者数 | 支援なし         | 支援あり         | 他機関管理   |
|------|--------------|--------------|---------|
| 960人 | 749人 (78.0%) | 211人 (22.0%) | 0人 (0%) |

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

| 支援理由           | 要支援者数(%)  | 支援理由    | 要支援者数(%)   |
|----------------|-----------|---------|------------|
| 発育             | 39 (18.5) | 疾患障害    | 7 (3.3)    |
| 保護者の不安・負担      | 93 (44.1) | 虐待ケース   | 5 (2.4)    |
| 育児・生活態度        | 32 (15.2) | 虐待ハイリスク | 3 (1.4)    |
| 保護者の精神疾患(疑い含む) | 17 (8.1)  | 栄養      | 3 (1.4)    |
| 発達             | 5 (2.4)   | きこえ     | 0 (0.0)    |
| 保護者の体調・疾患      | 4 (1.9)   | その他     | 3 (1.4)    |
|                |           | 合計      | 211(100.1) |

⑤地区別支援状況 (人)

| 地区  | 来所者数 | 「支援あり」の数 | 要支援率(%) |
|-----|------|----------|---------|
| 佐倉  | 141  | 37       | 26.2    |
| 臼井  | 146  | 41       | 28.1    |
| 志津  | 438  | 87       | 19.9    |
| 根郷  | 184  | 38       | 20.7    |
| 和田  | 10   | 1        | 10.0    |
| 弥富  | 5    | 0        | 0.0     |
| 千代田 | 36   | 7        | 19.4    |
| 市全体 | 960  | 211      | 22.0    |

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業となっている。

前年度と比較して対象者数は減少している。また、来所率は91.7%と1.0ポイント減少している一方、要支援率は増加しており、支援理由としては、「保護者の不安・負担」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、運動発達面、また栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期であり、乳児の成長、発達状態に応じた保健指導や保護者の不安・負担への支援が重要となっている。平成30年度からは、乳児だけではなく、保護者の健康面に対する支援を目的に、健康管理センターでの実施の際、受付時に保護者へ血圧測定を促し、必要時保健指導を実施している。乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、一人ひとりに合った適切な保健指導、そして保護者の支援に努めていきたい。

## 8. もぐもぐ教室

| 根拠法令等           | 母子保健法第9条   |        |           |         |           |     |               |  |            |
|-----------------|--|--------|-----------|---------|-----------|-----|---------------|--|------------|
| 健康さくら21(第2次)目標値 | <p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幼児の保護者</td> <td style="text-align: right;">2.2% → 0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小学生の保護者</td> <td style="text-align: right;">5.6% → 0%</td> </tr> </table> </li> <li>・むし歯のない人の割合               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3歳児</td> <td style="text-align: right;">80.7% → 90.0%</td> </tr> </table> </li> <li>・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児)               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">30.8% → 増加</td> </tr> </table> </li> </ul> | 幼児の保護者 | 2.2% → 0% | 小学生の保護者 | 5.6% → 0% | 3歳児 | 80.7% → 90.0% |  | 30.8% → 増加 |
| 幼児の保護者          | 2.2% → 0%  |        |           |         |           |     |               |  |            |
| 小学生の保護者         | 5.6% → 0%  |        |           |         |           |     |               |  |            |
| 3歳児             | 80.7% → 90.0%  |        |           |         |           |     |               |  |            |
|                 | 30.8% → 増加   |        |           |         |           |     |               |  |            |

### 《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター：10・11月を除く月1回  
西部保健センター：月1回  
南部保健センター：2ヶ月に1回

※平成30年度は、健康管理センターは工事の関係で10・11月は実施がなく、代替として南部保健センターで例年実施のない11月に実施した。

- ③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導 ※個別相談は希望者のみ
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

### 《実績》

#### ①年度別来所状況

| 年度   | 対象者数(人) | 来所者数(人) | 来所率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 26年度 | 1,194   | 841     | 70.4   |
| 27年度 | 1,215   | 923     | 76.0   |
| 28年度 | 1,116   | 841     | 75.4   |
| 29年度 | 1,017   | 750     | 73.7   |
| 30年度 | 1,068   | 770     | 72.1   |

#### ②会場別来所状況

| 実施会場     | 対象者数(人) | 来所者数(人) | 来所率(%) |
|----------|---------|---------|--------|
| 健康管理センター | 302     | 201     | 66.6   |
| 西部保健センター | 499     | 376     | 75.4   |
| 南部保健センター | 267     | 193     | 72.3   |
| 合計       | 1,068   | 770     | 72.1   |



### ③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

|          | 栄養士相談（人） | 歯科衛生士相談（人） | 保健師相談（人） |
|----------|----------|------------|----------|
| 健康管理センター | 38       | 20         | 36       |
| 西部保健センター | 54       | 22         | 88       |
| 南部保健センター | 39       | 20         | 34       |
| 合 計      | 131      | 62         | 158      |

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

#### 《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で栄養の大部分を食事とるようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21（第2次）の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

来所率は72.1%で、昨年度より1.6ポイント減少しているものの、平成26年度からは70%台を維持している。また、今年度は健康管理センターで工事があり、10・11月と実施できなかったため、南部保健センターへの振替を行ったが、会場が遠い、わかりづらい等の理由から参加を見送る対象者もいたと推測され、来所率の減少につながったと考えられる。

個別相談は来所者の45%以上が希望しており対応しているので、この月齢の子を持つ保護者のニーズの高さがうかがえる。

風呂場での事故防止に関連した資料のデータが古くなっていたり、健康さくら21（第2次）の取り組みを周知したりするため、事故予防の資料を次年度刷新する予定。

今後も、より多くの保護者に向けて正しい知識の普及を図るだけでなく、同じ月齢の子を持つ保護者同士が悩みを共有・共感できるよう、集団という場を生かした指導にも努めていきたい。

## 9. 1歳6か月児健康診査

| 根拠法令等               | 母子保健法第12条                     |               |
|---------------------|-------------------------------|---------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 | （初期値）→（目標）                    |               |
|                     | ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 | 64.4% → 増加    |
|                     | ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合           | 46.7% → 23.0% |
|                     | ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合          | 97.4% → 100%  |
|                     | ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合       | 1.8% → 0.7%   |
|                     | ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合         | 9.6% → 0%     |
|                     | ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合（第1期）        | 95.0% → 100%  |

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）  
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談  
M-CHAT短縮版(注)（7項目）の問診  
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談  
(個別健診) 医師診察
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

### 《実績》

#### ①受診状況

| 年度   | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) | 要支援率(%) |
|------|---------|---------|--------|----------|---------|
| 26年度 | 1,233   | 1,176   | 95.4   | 256      | 21.8    |
| 27年度 | 1,192   | 1,104   | 92.6   | 255      | 23.1    |
| 28年度 | 1,220   | 1,170   | 95.9   | 336      | 28.7    |
| 29年度 | 1,102   | 1,031   | 93.6   | 292      | 28.3    |
| 30年度 | 1,058   | 1,023   | 96.7   | 301      | 29.4    |

②地区別受診状況

| 地区  | 対象者数 (人) | 受診者数(人)  | 受診率(%)   | 要支援者数(人) |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 佐倉  | 1 4 4    | 1 3 6    | 9 4. 4   | 4 6      |
| 臼井  | 1 5 4    | 1 4 3    | 9 2. 9   | 4 7      |
| 志津  | 5 2 5    | 5 1 9    | 9 8. 9   | 1 4 8    |
| 根郷  | 1 6 9    | 1 6 2    | 9 5. 9   | 4 4      |
| 和田  | 5        | 5        | 1 0 0. 0 | 3        |
| 弥富  | 6        | 6        | 1 0 0. 0 | 1        |
| 千代田 | 5 5      | 5 2      | 9 4. 5   | 1 2      |
| 市全体 | 1, 0 5 8 | 1, 0 2 3 | 9 6. 7   | 3 0 1    |

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

| 支援理由          | 要支援者数 | 割合%   | 支援理由       | 要支援者数 | 割合%    |
|---------------|-------|-------|------------|-------|--------|
| ことば           | 1 0 9 | 36. 2 | 虐待、虐待ハイリスク | 8     | 2. 7   |
| 発達            | 5 3   | 17. 6 | 保護者の体調・疾患  | 4     | 1. 3   |
| 保護者の不安・負担     | 5 3   | 17. 6 | 疾患障害       | 3     | 1. 0   |
| 育児・生活態度       | 3 4   | 11. 3 | 栄養         | 1     | 0. 3   |
| 保護者の精神疾患(疑い含) | 2 3   | 7. 6  | その他        | 5     | 1. 7   |
| 発育            | 8     | 2. 7  | 合計         | 3 0 1 | 100. 0 |

④歯科健康診査結果 上段 (人) 下段は受診者数に対する割合 (%)

| 受診者数<br>(受診率%)    | 相談<br>者数 | 結果判定※ |       |      |      |      |      |      | 不正<br>咬合 | 軟組織<br>異常 | その他<br>異常 |
|-------------------|----------|-------|-------|------|------|------|------|------|----------|-----------|-----------|
|                   |          | 01 型  | 02 型  | 03 型 | A 型  | B 型  | C1 型 | C2 型 |          |           |           |
| 1, 023<br>(96. 7) | 324      | 481   | 527   | 8    | 7    | 0    | 0    | 0    | 60       | 0         | 77        |
|                   | 31. 7    | 47. 0 | 51. 5 | 0. 8 | 0. 7 | 0. 0 | 0. 0 | 0. 0 | 5. 9     | 0         | 7. 5      |

・むし歯罹患率 0. 7% ・1人平均むし歯本数 0. 02本

(備考) 歯科健診未受診なし。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果 (人)

令和元年6月13日現在

| 集団<br>健診<br>受診者<br>数 | 医師診察<br>受診者数 | 医師診察<br>受診率<br>(%) | 医師診察結果(割合%)    |              |             |                |             |
|----------------------|--------------|--------------------|----------------|--------------|-------------|----------------|-------------|
|                      |              |                    | 異常なし           | 経過観察         | 要治療         | その他<br>(治療中など) | 精密<br>健康診査  |
| 1, 023               | 791          | 77. 3              | 753<br>(95. 2) | 28<br>(3. 5) | 1<br>(0. 1) | 2<br>(0. 3)    | 7<br>(0. 9) |

⑥精密健康診査結果 (人)

令和元年6月27日現在

| 精密健康診査<br>対象数 | 受診数 | 受診結果内訳 |      |      |     |
|---------------|-----|--------|------|------|-----|
|               |     | 異常なし   | 診断確定 | 経過観察 | その他 |
| 7             | 6   | 0      | 5    | 1    | 0   |

\*診断確定の内訳：陰嚢水腫1、停留・移動睾丸3、臍ヘルニア1

《考 察》

「健やか親子21(第2次)」に掲げる指標に対応した問診項目のうち、報告義務を伴う「必須問診項目」について、平成27年10月から問診票に導入した。また、平成27年9月には、厚生労働省からの通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正があり、実施要綱と問診票も改正され、平成28年度から問診票を全面的に見直した。問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげている。

受診率は、受診勧奨を強化した結果、向上した。しかし、個別医師診察の受診率は、保健師面接の場面で受診勧奨をしているが低下した。引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場へ足を運んで頂けるように取り組むとともに、医師診察の受診率も向上するよう個別に勧奨する。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト(M-CHAT)短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

## 10. 3歳児健康診査

| 根拠法令等               | 母子保健法第12条                         |               |
|---------------------|-----------------------------------|---------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 | （初期値）→（目標）                        |               |
|                     | ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に<br>満足している保護者の割合 | 64.4% → 増加    |
|                     | ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合               | 46.7% → 23.0% |
|                     | ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合              | 97.4% → 100%  |
|                     | ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合           | 1.8% → 0.7%   |
|                     | ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合             | 9.6% → 0%     |

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）  
医師診察は、市内14協力医療機関で医師診察を実施。
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、育児相談  
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））<sup>(注)</sup>  
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次検査、眼科二次健診、尿二次検査  
(個別健診) 医師診察
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

### 《実績》

#### ①受診状況

| 年度   | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) | 要支援者率(%) |
|------|---------|---------|--------|----------|----------|
| 26年度 | 1,278   | 1,109   | 86.8   | 244      | 22.0     |
| 27年度 | 1,329   | 1,176   | 88.5   | 209      | 17.8     |
| 28年度 | 1,289   | 1,138   | 88.3   | 192      | 16.9     |
| 29年度 | 1,260   | 1,140   | 90.5   | 192      | 16.8     |
| 30年度 | 1,283   | 1,182   | 92.1   | 200      | 16.9     |

②地区別受診状況

| 地区  | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) |
|-----|---------|---------|--------|----------|
| 佐倉  | 166     | 159     | 95.8   | 31       |
| 臼井  | 184     | 162     | 88.0   | 32       |
| 志津  | 605     | 568     | 93.9   | 93       |
| 根郷  | 230     | 209     | 90.9   | 30       |
| 和田  | 6       | 3       | 50.0   | 0        |
| 弥富  | 6       | 4       | 66.7   | 1        |
| 千代田 | 86      | 77      | 89.5   | 13       |
| 市全体 | 1,283   | 1,182   | 92.1   | 200      |

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上

| 支援理由      | 要支援者数(人) | 割合(%) | 支援理由          | 要支援者数(人) | 割合(%) |
|-----------|----------|-------|---------------|----------|-------|
| ことば       | 87       | 43.5  | 保護者の精神疾患(疑い含) | 3        | 1.5   |
| 発達        | 44       | 22.0  | 虐待ケース         | 2        | 1.0   |
| 保護者の不安・負担 | 38       | 19.0  | 栄養            | 1        | 0.5   |
| 育児・生活態度   | 9        | 4.5   | 疾患障害          | 1        | 0.5   |
| 虐待ハイリスク   | 8        | 4.0   | 保護者の体調・疾患     | 1        | 0.5   |
| 発育        | 4        | 2.0   | その他           | 2        | 1.0   |
|           |          |       | 合計            | 200      | 100.0 |

④尿検査結果

| 検査数(人) | 有所見数(人) | 有所見率(%) | 有所見内訳(延人数/人) |    |    |    |
|--------|---------|---------|--------------|----|----|----|
|        |         |         | 糖            | 蛋白 | 潜血 | 小計 |
| 1,050  | 44      | 4.2     | 1            | 17 | 26 | 44 |

⑤ 歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

| 受診者数(受診率%)  | 相談者数 | 結果判定 ※ |      |     |     |     |     |     | 不正咬合 | 軟組織異常 | その他異常 |
|-------------|------|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|
|             |      | 01型    | 02型  | 03型 | A型  | B型  | C1型 | C2型 |      |       |       |
| 1,179(91.9) | 35   | 829    | 157  | 56  | 97  | 35  | 0   | 5   | 109  | 2     | 13    |
|             | 3.0  | 70.3   | 13.3 | 4.7 | 8.2 | 3.0 | 0.0 | 0.4 | 9.2  | 0.2   | 1.1   |

・むし歯罹患率 11.6% ・1人平均むし歯数 0.51本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診3人未受診。

## ⑥医師診察結果（人）

令和元年6月21日現在

| 集団<br>健診<br>受診者<br>数 | 医師診察<br>受診者数 | 医師診察<br>受診率<br>(%) | 医師診察結果（割合%）   |            |            |                |            |
|----------------------|--------------|--------------------|---------------|------------|------------|----------------|------------|
|                      |              |                    | 異常なし          | 経過観察       | 要治療        | その他<br>(治療中など) | 精密<br>健康診査 |
| 1,182                | 889          | 75.2               | 872<br>(98.1) | 9<br>(1.0) | 2<br>(0.2) | 1<br>(0.1)     | 5<br>(0.6) |

## ⑦精密健康診査実施状況（人）

令和元年6月27日現在

| 健診内容 | 精密健康診査<br>交付数 | 受診者数 | 精密健康診査結果 |      |      |     |
|------|---------------|------|----------|------|------|-----|
|      |               |      | 異常なし     | 診断確定 | 経過観察 | その他 |
| 尿二次  | 11            | 11   | 3        | 1    | 7    | 0   |
| 眼科二次 | 34            | 23   | 3        | 11   | 9    | 0   |
| 聴力二次 | 0             | 0    | 0        | 0    | 0    | 0   |
| その他  | 2             | 2    | 0        | 0    | 2    | 0   |
| 計    | 47            | 36   | 6        | 12   | 18   | 0   |

\*診断確定の内訳 無症候性血尿1、遠視2、間欠性外斜視1、遠視性乱視3、近視性弱視1、屈折性弱視2、弱視1、乱視1

## 《考 察》

受診率は、受診勧奨を強化した結果、向上させることができた。3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。平成25年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））<sup>(注)</sup>を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成27年10月からは、1歳6か月児健康診査と同様、「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目を追加した。適切な支援に結び付けることで、健診に満足する保護者の割合を増やしていきたい。

今年度から医師診察は、個別に医療機関で受診するシステムとなったが、集団健診受診者のうち、医師診察を受診した者は75.2%だった。このため、医師診察の受診率も向上するよう個別勧奨していきたい。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

## 1 1 . 幼児歯科健診

|                 |  |
|-----------------|--|
| 根拠法令等           | 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例<br>母子保健法第10条   |
| 健康さくら21(第2次)目標値 | (初期値) → (目標)<br>・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90%<br>・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90% |

### 《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）  
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回  
※10月11月は工事により健康管理センターでの実施なし  
対象者は西部保健センター、南部保健センターへ振替
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者）  
→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付  
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

### 《実績》

#### ①年度別受診状況

| 年度   | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率 (%) |
|------|---------|---------|---------|
| 26年度 | 3,860   | 2,887   | 74.8    |
| 27年度 | 3,836   | 2,861   | 74.6    |
| 28年度 | 3,725   | 2,753   | 73.9    |
| 29年度 | 3,698   | 2,830   | 76.5    |
| 30年度 | 3,413   | 2,566   | 75.2    |

#### ②会場別受診状況

| 実施会場     | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率 (%) |
|----------|---------|---------|---------|
| 健康管理センター | 1,151   | 872     | 75.8    |
| 西部保健センター | 1,660   | 1,240   | 74.7    |
| 南部保健センター | 602     | 454     | 75.4    |



### ③地区別受診状況

| 地区  | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率 (%) |
|-----|---------|---------|---------|
| 佐倉  | 439     | 334     | 76.1    |
| 臼井  | 524     | 391     | 74.6    |
| 志津  | 1,660   | 1,240   | 74.7    |
| 根郷  | 576     | 437     | 75.9    |
| 和田  | 12      | 9       | 75.0    |
| 弥富  | 14      | 8       | 57.1    |
| 千代田 | 188     | 147     | 78.2    |

### ④年齢別結果

|       | 対象者数<br>(人) | 受診者数<br>(人) | 受診率<br>(%) | 結果判定 ※ |     |     |    |    |     |     | フッ素塗布者<br>(フッ素塗布率) |
|-------|-------------|-------------|------------|--------|-----|-----|----|----|-----|-----|--------------------|
|       |             |             |            | O1型    | O2型 | O3型 | A型 | B型 | C1型 | C2型 |                    |
| 2歳    | 1,068       | 855         | 80.1       | 1      | 811 | 23  | 18 | 1  | 0   | 1   | 783(91.6)          |
| 2歳6か月 | 1,123       | 836         | 74.4       | 5      | 783 | 17  | 23 | 7  | 0   | 1   | 752(90.0)          |
| 3歳    | 1,222       | 875         | 71.6       | 4      | 810 | 12  | 39 | 9  | 0   | 1   | 773(88.3)          |

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

### ⑤言語聴覚士によることばの相談状況

| 対象    | 相談数(人) | 要支援者(人) |
|-------|--------|---------|
| 2歳    | 74     | 40      |
| 2歳6か月 | 43     | 27      |
| 3歳    | 44     | 29      |
| 合計    | 161    | 96      |

### ⑥保健師・栄養士による個別相談状況

|          | 保健師相談(人) | 栄養士相談(人) |
|----------|----------|----------|
| 健康管理センター | 68       | 40       |
| 西部保健センター | 148      | 54       |
| 南部保健センター | 62       | 26       |
| 合計       | 278      | 120      |

### 《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は88.4%（3歳6か月児健診結果）であった。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、むし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法についても正しい知識を啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は161人で、そのうち96人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は278人、栄養士相談は120人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

## 12. すくすく発達相談

| 根拠法令等           | 母子保健法第10条  |  |
|-----------------|--|--|
| 健康さくら21(第2次)目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の割合<br>・子どもをかわいと思える保護者の割合<br>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 | (初期値) → (目標)<br>46.7% → 23.0%<br>97.4% → 100%<br>1.8% → 0.7% |

### 《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

### 《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回(年12回)健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

### 《実績》

#### ① 利用状況 (件)

| 年度   | 実数 | 延数 |
|------|----|----|
| 26年度 | 30 | 41 |
| 27年度 | 24 | 31 |
| 28年度 | 27 | 35 |
| 29年度 | 19 | 30 |
| 30年度 | 23 | 26 |

#### ② 地区別利用状況 (件)

| 地区  | 実数 |
|-----|----|
| 佐倉  | 1  |
| 臼井  | 5  |
| 志津  | 16 |
| 根郷  | 0  |
| 和田  | 1  |
| 弥富  | 0  |
| 千代田 | 0  |
| 計   | 23 |

#### ③ 相談経路別利用状況 (件)

| 相談経路元事業 | 実数 | 相談経路元事業  | 実数 |
|---------|----|----------|----|
| 保健師紹介   | 4  | 幼児歯科健診   | 0  |
| 電話相談    | 2  | 新生児訪問    | 0  |
| ことばの相談室 | 14 | 他機関からの紹介 | 0  |
| 乳児相談    | 0  | 親子教室     | 0  |
| もぐもぐ教室  | 3  | 継続       | 0  |
| 1.6健診   | 0  | その他      | 0  |
| 3歳児健診   | 0  | 計        | 23 |

④年齢別相談内容（実数） （件）

| 相談内容<br>年齢 | 運動発達 | 言語発達 | 社会性の発達 | 身体発育 | 多動 | その他 | 計  |
|------------|------|------|--------|------|----|-----|----|
| 0～5か月      | 0    | 0    | 0      | 0    | 0  | 0   | 0  |
| 6か月～1歳     | 5    | 0    | 0      | 0    | 0  | 0   | 5  |
| 1～2歳未満     | 1    | 0    | 0      | 0    | 0  | 1   | 1  |
| 2～3歳未満     | 0    | 1    | 1      | 0    | 0  | 0   | 4  |
| 3～4歳未満     | 0    | 0    | 1      | 0    | 0  | 0   | 1  |
| 4～5歳未満     | 0    | 0    | 7      | 0    | 0  | 0   | 7  |
| 5歳以上       | 0    | 0    | 5      | 0    | 1  | 0   | 5  |
| 計          | 6    | 1    | 14     | 0    | 1  | 1   | 23 |

相談内容その他：歩き方について 1件

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数） （件）

| 初回相談<br>内容 | 相談件数<br>(実) | 結果 |    | 終了者内訳    |            |      |        |
|------------|-------------|----|----|----------|------------|------|--------|
|            |             | 継続 | 終了 | 問題<br>なし | 医療機関<br>紹介 | 療育紹介 | その他（※） |
| 運動発達       | 6           | 2  | 4  | 4        | 0          | 0    | 0      |
| 言語発達       | 1           | 1  | 0  | 0        | 0          | 0    | 0      |
| 社会性の発達     | 14          | 4  | 10 | 0        | 3          | 0    | 6      |
| 身体発育       | 0           | 0  | 0  | 0        | 0          | 0    | 0      |
| 多動         | 1           | 0  | 1  | 0        | 0          | 0    | 1      |
| その他        | 1           | 0  | 1  | 0        | 0          | 0    | 1      |
| 計          | 23          | 7  | 16 | 4        | 3          | 1    | 8      |

※「その他」は、すすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

## 《考 察》

平成29年度より、医師との相談時間を増やし、保護者が十分相談できるような体制とした。その結果、利用した保護者からは時間をかけて相談できたことに対して満足した様子がみられている。

相談利用者年齢、相談内容は、6か月から1歳未満で運動発達についての相談が多い。2歳以降では社会性の発達についての相談が多い。今年度はことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が発達に関わる問題を専門医に相談する希望が多いと思われる。社会性の発達の相談は、保護者にとって育てにくさを感じ育児負担感の増加につながる時期であるため、保護者の気持ちに寄り添った支援が必要になってくると思われる。今後とも、保護者が十分相談できるように調整を行うとともに、事前・事後のカンファレンスにおいて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的な視点で児の発達とともに、保護者への支援を継続していく。

### 13. ことばと発達の相談室

| 根拠法令等           | 母子保健法第10条  |
|-----------------|--|
| 健康さくら21(第2次)目標値 | <p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul> |

#### 《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

#### 《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断等や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

#### 《実績》

##### ① 年度別利用者数 (人)

| 年 度  | 実 数 | 延 数   | 新規申込者数 | 終了者数 |
|------|-----|-------|--------|------|
| 26年度 | 579 | 3,479 | 216    | 213  |
| 27年度 | 564 | 2,895 | 204    | 200  |
| 28年度 | 549 | 3,060 | 193    | 230  |
| 29年度 | 509 | 2,588 | 184    | 231  |
| 30年度 | 502 | 2,725 | 212    | 185  |

##### ② 地区別利用者数 (人)

| 地 区 | 実 数 | 割合 (%) |
|-----|-----|--------|
| 佐 倉 | 67  | 13.3   |
| 臼 井 | 82  | 16.3   |
| 志 津 | 242 | 48.2   |
| 根 郷 | 76  | 15.1   |
| 和 田 | 2   | 0.4    |
| 弥 富 | 0   | 0.0    |
| 千代田 | 33  | 6.6    |
| 合 計 | 502 | 99.9   |

##### ③ 利用者の経路 (人)

| 経 路        | 実 数 | 割合 (%) |
|------------|-----|--------|
| 1歳6か月児健康診査 | 27  | 5.4    |
| 3歳児健康診査    | 86  | 17.1   |
| 5歳児子育て相談   | 23  | 4.6    |
| すくすく発達相談   | 9   | 1.8    |
| 幼児歯科健診     | 116 | 23.1   |
| 電 話 相 談    | 184 | 36.7   |
| 再 相 談      | 10  | 2.0    |
| そ の 他      | 47  | 9.4    |
| 合 計        | 502 | 100.1  |

\*その他は兄弟の相談、他機関からの紹介等を含む

## ④ 利用者の相談内容 (件)

| 相談内容    | 延件数 | 割合 (%) |
|---------|-----|--------|
| ことばの発達  | 334 | 66.5   |
| 行動面     | 68  | 13.5   |
| 対人面、社会性 | 99  | 19.7   |
| 学習面     | 1   | 0.2    |
| 発音      | 64  | 12.7   |
| 口蓋裂     | 2   | 0.4    |
| きこえ     | 6   | 1.2    |
| 吃音      | 20  | 4.0    |
| 視知覚認知   | 15  | 3.0    |
| 発達のばらつき | 53  | 10.6   |
| その他     | 20  | 4.0    |

\*1人につき複数の相談内容になることがある。

\*割合は相談実数 502 件に対する割合。

## ⑤ 年齢別利用者数 (人)

| 年齢  | 実数  | 割合 (%) |
|-----|-----|--------|
| 0歳児 | 9   | 1.8    |
| 1歳児 | 39  | 7.8    |
| 2歳児 | 78  | 15.5   |
| 3歳児 | 94  | 18.7   |
| 4歳児 | 116 | 23.1   |
| 5歳児 | 166 | 33.1   |
| 合計  | 502 | 100.0  |

## ⑥ 利用者の相談結果 (人)

| 相談結果   | 実数  | 割合 (%) |
|--------|-----|--------|
| 継続支援   | 293 | 58.3   |
| 経過観察   | 24  | 4.8    |
| 来所終了   | 185 | 36.8   |
| *未来所終了 | 40  | -      |

\*「未来所終了」とは、年度内に来所せず支援終了が決定した場合の処遇で、利用者の実数には含まれない。

## ⑦ 終了者の終了理由 (人)

| 終了理由    | 来所終了者<br>(実数) | 未来所終了者<br>(実数) |
|---------|---------------|----------------|
| 改善      | 30            | 3              |
| 希望なし    | 17            | 28             |
| 就学      | 117           | 1              |
| 転出      | 9             | 7              |
| 他機関を利用  | 1             | 1              |
| 他の事業で支援 | 0             | 0              |
| その他     | 1             | 0              |
| 問題なし    | 10            | 0              |
| 合計      | 185           | 40             |

## 《考察》

平成 30 年度の本事業の利用者数は 502 人で、相談実施延数は 2,725 人であった。過去 5 年間の実数の推移をみると、平成 29 年度以降では実数の減少がみられるが、対象となる 0 歳児から 5 歳児までの人口に対する利用者の実数の割合が平成 26 年度は 7.4%、平成 30 年度は 6.9%とわずかな差はあるものの、大きな変化は見られなかった。

相談内容は、ことばの発達に関する相談が最も多いものの、相談内容が多岐にわたっており、利用者全員に対して必要な諸検査を行った結果、継続支援とならない場合がある。これらのことから育児不安を抱える保護者に対して他の母子保健事業と連携を図りながら、子どもの発達の過程や適切なかかわり方等の啓発に取り組み、保護者の育児不安の軽減に対応していく必要があると考える。

平成 30 年度についても、本事業の利用を中断している 5 歳児 29 人の保護者に対して、再相談の希望を確認するアンケート調査を実施した。その結果、18 人から返信があり、そのうち 7 人が就学前に

支援を再開することができた。次年度以降も引き続き中断者に対するアンケートを実施していきたい。さらに全年齢の中断者に対して中断理由等の把握と中断者を作らない取り組みを行い、必要な対象者に必要な支援が行われているか、他の母子保健事業の支援状況と照合し、さらなる分析が必要であるとする。

## 14. 親子教室

| 根拠法令等               | 母子保健法第10条              |               |
|---------------------|------------------------|---------------|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 |                        | (初期値) → (目標)  |
|                     | ・子育てに自信が持てない保護者の割合     | 46.7% → 23.0% |
|                     | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合    | 97.4% → 100%  |
|                     | ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 | 1.8% → 0.7%   |

### (1) たんぽぽグループ

#### 《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

#### 《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・Aグループ：1歳6か月から2歳児
  - ・Bグループ：2歳6か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施。1回の開催につき、定員20組
- ③実施内容
- ・Aグループ：自由遊び、ミニ講座、遊びの紹介、個別面接、事後検討会
  - ・Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接、事後検討会
- ④参加期間 各グループ最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

#### 《実績》

##### ①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

| 年 度  | Aグループ |     | Bグループ |     |
|------|-------|-----|-------|-----|
|      | 実 数   | 延 数 | 実 数   | 延 数 |
| 26年度 | —     | —   | 18    | 134 |
| 27年度 | —     | —   | 15    | 95  |
| 28年度 | —     | —   | 16    | 91  |
| 29年度 | 17    | 106 | 19    | 118 |
| 30年度 | 21    | 86  | 17    | 98  |

#### 《考察》

平成30年度も、29年度に引き続きAグループとBグループの2グループを実施した。また申込者数は、両グループとも年間で20組前後であった。

Aグループでは、子どもへの効果的な関わり方についての短い講座を実施しているが、講義内容を家庭内で役立ててもらうためには、全体への講義だけでなく、個々の状況に合わせた具体的な助言が必要である。そのため、30年度は個別面接の時間に従事する職員を増やし、集団支援のグループでありながらも個別性の高い支援を実施できるよう努めた。

Bグループにおいては、幼稚園等への就園を見据えて、子どもたちが集団活動に参加する機会や同年代の子どもと関わる機会、保護者が子どもの性質に合わせて関わる機会の提供を行った。これらは例年通りの内容であったが、今年度の参加者からは、保護者同士が交流する機会や、子どもが保護者から離れて集団活動に参加する機会を求める声も聞かれた。これらのことから、参加者のニーズが多様化してきていることが推察された。発達支援事業としての親子教室の目的をふまえた上で、参加者のニーズについては丁寧に汲み取りながら、実施内容等について検討および改善を重ねていきたい。

## (2) ひまわりグループ

### 《目的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

### 《内容》

- ①対象者 以下の条件をすべて満たす児
- ・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児
  - ・5歳児（年長児）
  - ・保育園、幼稚園などの集団に所属している児
  - ・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施  
1グループ定員5人とし、3グループを編成
- ③実施内容 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
- ④参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種 言語聴覚士

### 《実績》

#### ①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

| 年 度  | 実 数 | 延 数 |
|------|-----|-----|
| 26年度 | 28  | 257 |
| 27年度 | 32  | 303 |
| 28年度 | 19  | 162 |
| 29年度 | 16  | 130 |
| 30年度 | 15  | 127 |

### 《考察》

平成30年度も、29年度と同様に3グループ編成での開催となった。例年通り、少人数グループで発表やゲーム、制作等の活動を行った。参加した子どもたちには、自分の意見を相手に伝えることや、グループのメンバーと協力して活動すること、時間を意識しながら作業を行うこと等の経験を積む機会を提供した。また保護者には、子どもの具体的な行動に注目し、良い点を中心に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。



## 15. 5歳児子育て相談

| 根拠法令等            | 母子保健法第10条  |
|------------------|--|
| 健康さくら 21(第2次)目標値 | <p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%</li> </ul> |

### 《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

### 《内容》

①対象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター

実施日：平成30年5月、6月、7月、8月、9月、12月、

平成31年1月、2月に各会場で月1回ずつ（年間16回）

1回の相談日につき、3人まで

〈電話相談〉会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付

③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。実施日に来所できない場合等は、電話相談で応じる。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載  
市内保育園・幼稚園にポスター掲示

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

### 《実績》

#### ①年度別利用者数

(人)

| 年度   | 人数 | 要支援者数 | 終了者数 |
|------|----|-------|------|
| 28年度 | 11 | 11    | 0    |
| 29年度 | 21 | 18    | 3    |
| 30年度 | 30 | 23    | 7    |

#### ③利用者の相談内容

(人)

| 相談内容    | 人数 |
|---------|----|
| ことばの発達  | 19 |
| 対人面、社会性 | 11 |
| 発音      | 8  |
| 視知覚認知   | 3  |
| その他     | 4  |

#### ②利用者の相談方法

(人)

| 相談方法 | 人数 |
|------|----|
| 面接相談 | 19 |
| 電話相談 | 11 |

※相談内容は、1人の利用者に対して複数選択可能

### 《考察》

本事業は平成28年度から開始した事業であり、3年目となる今年度の利用者は30人と年々増加傾向にあり、徐々に事業が周知されてきていると考えられる。これは、本年度、市内保育園・幼稚園

等に事業のPRポスターを掲示したことも要因であると考えられる。しかしながら、年間で確保されている面接相談48枠に対し利用者が19人と、確保している面接相談の枠に対して予約が入った件数は半分以下であった。また、1件も予約が入らずに中止となった日程も年間で5回あったため、今後もさらなる周知の必要性があると考えられる。また、「5歳児子育て相談のお知らせ」についても、保護者が5歳児の標準的な発達を知り、就学後の見通しを持てるような内容とし、5歳児子育て相談の意義を伝えられるよう工夫していく必要があると考えられる。

相談内容は、ことばの発達、対人面や社会性に関することが多くを占めた。27年度以前は、3歳児健康診査から就学时健康診断までの間に、決まった時期における子どもの健診や相談の機会は設けられていなかった。本事業を通して5歳を迎える子どもの発達に関する啓発を行うとともに、集団参加や学習準備などについて就学前に相談する場を設け、適切な支援を受ける機会を作ることは、子どもや保護者が安心して就学を迎えることにつながると思う。

## 16. 健康教育・健康相談

| 根拠法令等               | 母子保健法第9条、第10条                            |
|---------------------|--|
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 | (初期値) → (目標)                             |
|                     | ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%         |
|                     | ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%       |
|                     | ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0% |
|                     | ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%         |
|                     | ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%           |

### 《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

### (1) 保健センターでの健康教育

#### 《内容》

#### ◆happy mama style (ハッピー・ママ・スタイル)

- ① 対象者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児
- ② 会場：健康管理センター
- ③ 内容：年12回 毎回テーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、対象者へ毎月個別通知（電子メール、手紙送付で対応）

#### ◆beans circle (ビーンズ・サークル)

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：毎月1回(年間12回)開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、ポスター、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

#### ◆Tiny angel (タイニー・エンジェル)

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者(未熟児養育医療該当)
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：年1回 講演会・交流会開催

#### 【平成29年度 実施内容】

日時：平成30年12月6日(木) 10:00～12:00

講師：助産師・看護師・救急救命士・ママ&ベビーヨガインストラクター・姿勢教育指導士 戸村恵理 氏

講演内容：ママのリラックス・リフレッシュを目的としたママヨガの実施

交流会：戸村氏を交え、意見交換や質疑応答を実施。

- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

#### 《実績》

## ①参加人数（延）

（人）

| 実施会場             | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| happy mama style | 69   | 97   | 74   | 35   | 12   |
| beans circle     | 211  | 287  | 332  | 186  | 198  |
| Tiny angel       | 25   | 21   | 9    | 14   | 18   |
| 合計               | 305  | 405  | 415  | 235  | 228  |

## （２）地区の集まりにおける健康教育

### 《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。

今年度依頼があったのは、以下のとおり。

佐倉地区：佐倉老幼の館、東部地区社会福祉協議会

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター「教えてタイム」、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリが丘地区社会福祉協議会、ユーカリハローキッズ、子育て応援さくら会、親子でスマイルサークル

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」「さくらんぼちゃんタイム」  
根郷公民館

千代田地区：千代田地区社会福祉協議会「ひよこの会」

### 《実 績》

#### ①実施状況

|     | 平成 26 年度 |         | 平成 27 年度 |         | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       | 平成 30 年度 |         |
|-----|----------|---------|----------|---------|----------|-------|----------|-------|----------|---------|
| 佐倉  | 6 回      | 228 人   | 6 回      | 265 人   | 10 回     | 247 人 | 10 回     | 185 人 | 7 回      | 227 人   |
| 臼井  | 2 回      | 70 人    | 4 回      | 72 人    | 2 回      | 84 人  | 2 回      | 53 人  | 2 回      | 25 人    |
| 志津  | 14 回     | 497 人   | 12 回     | 325 人   | 12 回     | 358 人 | 12 回     | 364 人 | 17 回     | 478 人   |
| 根郷  | 4 回      | 158 人   | 7 回      | 311 人   | 4 回      | 174 人 | 4 回      | 228 人 | 8 回      | 260 人   |
| 和田  | 2 回      | 103 人   | 3 回      | 58 人    | 1 回      | 5 人   | 0 回      | 0 人   | 3 回      | 35 人    |
| 千代田 | 3 回      | 66 人    | 3 回      | 72 人    | 3 回      | 54 人  | 3 回      | 68 人  | 3 回      | 57 人    |
| 全市  | 31 回     | 1,122 人 | 35 回     | 1,103 人 | 32 回     | 922 人 | 31 回     | 898 人 | 40 回     | 1,082 人 |

## （３）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

### 《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

### 《内 容》

#### ○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示や

リーフレットの配布を実施。

- ・その他、ホームページでの情報提供(健康美ボディ通信)や成人式での啓発リーフレットの配布など。

#### 《実績》

- ・啓発ブース参加者：敬愛短期大学 123人
- ・ホームページ「健康美ボディ通信」の掲載：1回
- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,650枚
- ・啓発コーナーの設置：2回

### (4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

#### 《内容》

- ① 対象：保育園・幼稚園児
- ② 方法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園27園、幼稚園7園において実施
- ③ 内容：人形劇「ケロタンと歯の汚れの実験」・歯垢の染め出し・歯みがき

#### 《実績》

##### ①年度別実施状況 (人)

| 年度   | 保育園   | 幼稚園   | 合計    |
|------|-------|-------|-------|
| 26年度 | 928   | 776   | 1,704 |
| 27年度 | 1,044 | 759   | 1,803 |
| 28年度 | 1,060 | 1,048 | 2,108 |
| 29年度 | 1,035 | 801   | 1,836 |
| 30年度 | 1,205 | 750   | 1,955 |

\*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

### (5) 健康教育に伴う健康相談

#### 《内容》

健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

#### 《実績》

##### ①年度別実施状況 (人)

| 年度   | 妊産婦 | 乳児  | 幼児 | その他 | 合計  |
|------|-----|-----|----|-----|-----|
| 26年度 | 7   | 160 | 52 | 33  | 252 |
| 27年度 | 10  | 64  | 62 | 31  | 167 |
| 28年度 | 5   | 73  | 87 | 22  | 187 |
| 29年度 | 2   | 52  | 69 | 29  | 152 |
| 30年度 | 0   | 81  | 37 | 14  | 132 |

#### 《考察》

若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、保健センターで健康教育を実施しており、共通の思いを抱えている者同士で交流を図れる場にもなっている。ただ、経年的に参加者が減少傾向であり、グループ支援の目的である相互の交流が図りにくい状況にある。今後は、啓発の場所を検討するだけでなく、参加者が足を運びやすい内容の企画や開催場所等も

検討していきたい。

女性の健康づくり教育では、若い世代の女性を中心に周知啓発活動を行った。啓発ブースでは、体組成測定に興味を持ち、積極的に測定を行う参加者が多く見られた。自身の健康状態の把握について関心が高い傾向である一方、参加者からはやせへの憧れやダイエット志向が伺え、将来の体づくりに対して、体重管理や食生活に対する正しい認識を普及していく必要がある。若い世代、また思春期世代の保護者にも「不妊予防」に関する知識の普及を行えるよう、効果的な周知方法を検討していきたい。

## 17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

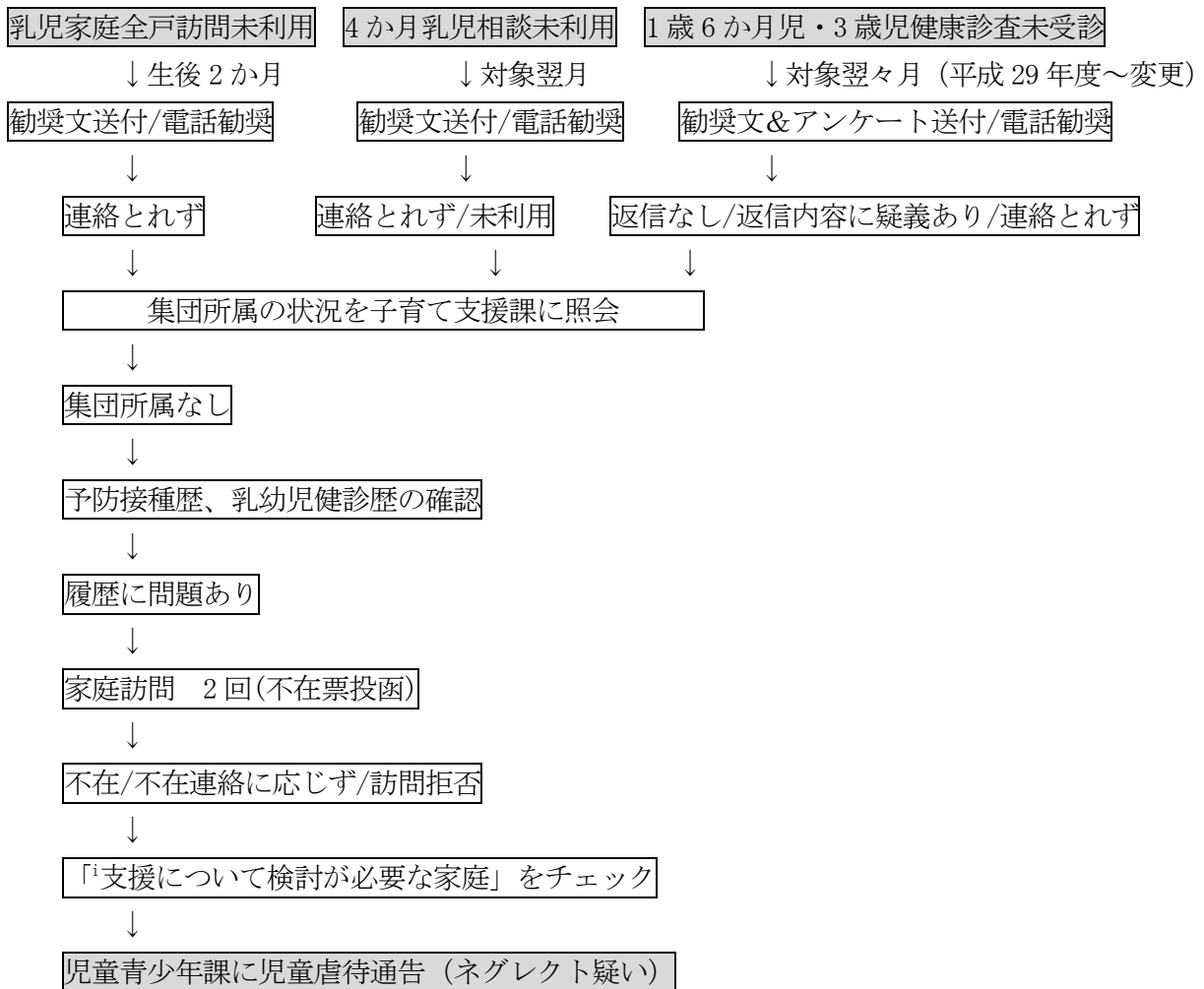
|                     |   |
|---------------------|---|
| 根拠法令等               | 母子保健法第10条、13条<br>児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条  |
| 健康さくら21（第2次）<br>目標値 | (初期値) → (目標)<br>・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0%<br>・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 64.4% → 増加<br>・ こどもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0% |

### 《目的》

母子保健法、児童福祉法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

### 《内容》

#### 事業の流れ



《実績》

① 平成30年度事業別実施状況

(人)

| 事業名      | 受診率 (%)<br>(前年比) | 勸奨<br>実施数 | 保健師<br>訪問数 | 児童虐待<br>通告数 | 勸奨後の受診状況 (割合%) |            |
|----------|------------------|-----------|------------|-------------|----------------|------------|
|          |                  |           |            |             | 受診あり           | 受診なし       |
| 全戸訪問     | 99.6 (+6.1)      | 73        | 10         | 1           | 65(89.0%)      | 8(11.0%)   |
| 乳児相談     | 91.7 (-1.0)      | 164       | 2          | 0           | 94(57.3%)      | 70(42.7%)  |
| 1歳6か月児健診 | 96.7 (+3.1)      | 110       | 5          | 0           | 65(59.1%)      | 45(40.9%)  |
| 3歳児健診    | 92.1 (+1.6)      | 205       | 7          | 0           | 114(55.6%)     | 91(44.4%)  |
| 合計       |                  | 552       | 24         | 1           | 338(61.2%)     | 214(38.8%) |

\*前年度対象者も勸奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勸奨数」は一致しない。

\*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勸奨文送付・電話勸奨実施結果

(人)

| 事業名      | 勸奨<br>実施数 | 勸奨文送付・電話勸奨の結果把握できた未受診の理由 |                  |           |                                      |        |                                    |                 | 期限内(勸奨文送付から1<br>か月以内)に把握できな<br>かった者 |
|----------|-----------|--------------------------|------------------|-----------|--------------------------------------|--------|------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|
|          |           | 今後受診(訪問)予定               | 医療機関・前住地で<br>受診済 | 受けたので必要ない | 必要ないので受けな<br>い(保育園・幼稚園で<br>受けたので必要ない | 手段がない等 | 拒否(受診できない<br>(仕事で忙しい・交通<br>手段がない等) | 市外・海外居住<br>里帰り) |                                     |
| 全戸訪問     | 73        | 46                       | 0                | 0         | 1                                    | 0      | 2                                  | 16              | 8                                   |
| 乳児相談     | 164       | 80                       | 7                | 1         | 14                                   | 5      | 0                                  | 47              | 10                                  |
| 1歳6か月児健診 | 110       | 55                       | 3                | 3         | 14                                   | 5      | 1                                  | 13              | 16                                  |
| 3歳児健診    | 205       | 115                      | 11               | 17        | 11                                   | 6      | 2                                  | 26              | 17                                  |
| 合計       | 552       | 296                      | 21               | 21        | 40                                   | 16     | 5                                  | 102             | 51                                  |

③「期限内(勸奨文送付から1か月以内)に把握できなかつた者」の把握結果

(人)

| 事業名          | 期限内(勸奨文送付1から月<br>以内)に把握できなかつた者 | 把握した数(a+b) | 把握した数の内訳    |   |         |                  |                        |    |   | 未把握の数 |
|--------------|--------------------------------|------------|-------------|---|---------|------------------|------------------------|----|---|-------|
|              |                                |            | a. 訪問で把握した数 |   |         | b. 訪問以外で把握した数    |                        |    |   |       |
|              |                                |            | 訪問後の判定      |   | 把握経路    |                  |                        |    |   |       |
|              | 継続支援なし                         | 継続支援あり     |             | 文書、電話、面<br>接、健診、相談、<br>支援・予防接種<br>歴、他機関から<br>の情報等 | 属情<br>報 | 子育て支援課<br>からの集団所 | 握<br>少年課等で把<br>通告後、児童青 |    |   |       |
| 全戸訪問         | 8                              | 8          | 7           | 5   | 2       | 1                | 1                      | 0  | 0 | 0     |
| 乳児相談         | 10                             | 10         | 1           | 1   | 0       | 9                | 8                      | 1  | 0 | 0     |
| 1歳6か月<br>児健診 | 16                             | 16         | 5           | 5   | 0       | 11               | 8                      | 3  | 0 | 0     |
| 3歳児<br>健診    | 17                             | 17         | 4           | 3   | 1       | 13               | 6                      | 7  | 0 | 0     |
| 合計           | 51                             | 51         | 17          | 14  | 3       | 34               | 23                     | 11 | 0 | 0     |



## 《考 察》

いずれの事業も、未受診勧奨後半数以上が相談・健診受診につながっており、適切な保健指導を受ける機会の提供ができています。受診につながらないケースについては、児童虐待事案の早期発見を目的とし訪問等で早期の状況把握に努めている。状況把握については、健診対象年齢が上につれ、保育園等所属先ができ、他所属からの情報提供を得ることができており、本事業において、他機関との連携が重要であることがわかる。

今後も、未受診勧奨事業の進捗管理を徹底し、子育て支援課への集団所属確認や、事業担当による家庭訪問、児童青少年課への通告など、時期を逸することなく実施できるよう努めていく。

---

### i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

#### 2・（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

